2026年度国税専門官採用試験公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

令和８年２月12日　人事院事務総長　佐々木雅之

1　試験の名称　2026年度国税専門官採用試験

2　試験の区分　国税専門Ａ及び国税専門Ｂ

3　対象官職　内国税の賦課及び徴収、酒類業の発達並びに税理士業務の運営の分野に係る専門的な知識を必要とする事務をその職務の主たる内容とする係員の官職

4　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、原則として次の俸給月額が支給される。

（適用俸給表）　（俸　給　月　額）

税務職俸給表　１級22号俸　265,400円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

5　受験資格　次に掲げる者とする。

⑴　1996（平成８）年４月２日から2005（平成17）年４月１日までに生まれた者

⑵　2005（平成17）年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの

ア　大学を卒業した者及び2027（令和９）年３月までに大学を卒業する見込みの者

イ　人事院がアに掲げる者と同等の資格があると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、受験することができない。

6　第１次試験

⑴　試験種目　基礎能力試験、専門試験（多肢選択式）及び専門試験（記述式）（専門試験の出題分野は別記のとおりとする。）

（第１次試験合格者の決定は、基礎能力試験及び専門試験（多肢選択式）の成績を総合して行い、専門試験（記述式）は、第１次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に当たり、他の試験種目の成績と総合する。）

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年５月24日（日）

⑶　試験地　札幌市、盛岡市、仙台市、高崎市、さいたま市、東京都、新潟市、松本市、名古屋市、金沢市、京都市、大阪市、松江市、岡山市、広島市、高松市、松山市、福岡市、熊本市、鹿児島市及び那覇市

㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

⑷　第１次試験合格者発表　2026（令和８）年６月16日（火）に、受験番号及び試験地を、インターネットの利用その他の適切な方法により発表する。

7　第２次試験

⑴　試験種目　人物試験及び身体検査（人物試験は、個別面接により行う。）

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年６月22日（月）から７月９日（木）までの間の指定する日

⑶　試験地　札幌市、仙台市、さいたま市、東京都、名古屋市、金沢市、大阪市、広島市、高松市、福岡市、熊本市及び那覇市

8　最終合格者発表　2026（令和８）年８月12日（水）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

9　採用候補者名簿及び採用方法　試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に記載された者の中から行う。

10　受験手続

⑴　受験の申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと（申込専用アドレス〔https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）。

申し込むことができる試験の区分は一つに限る。なお、受験の申込みの受理後における試験の区分及び試験地の変更は認めない。ただし、試験地の変更については、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

申込受付期間は、2026（令和８）年２月19日（木）９時から３月23日（月）までとし、３月23日（月）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、受けようとする第１次試験の試験地に対応する次の問合せ先に至急問い合わせること（郵送・持参の申込みは2026（令和８）年２月19日（木）及び２月20日（金）とし、郵送による申込みの受付は、同日までの通信日付印のあるものに限る。）。

（第１次試験の試験地）	（問合せ先）		
札幌市	札幌国税局	〒060―0042	札幌市中央区大通西10丁目
盛岡市 仙台市	仙台国税局	〒980―8430	仙台市青葉区本町３―３―１
高崎市 さいたま市	関東信越国税局	〒330―9719	さいたま市中央区新都心１―１
東京都	東京国税局	〒104―8449	東京都中央区築地５―３―１
新潟市 松本市	関東信越国税局	〒330―9719	さいたま市中央区新都心１―１
名古屋市	名古屋国税局	〒460―8520	名古屋市中区三の丸３―３―２
金沢市	金沢国税局	〒920―8586	金沢市広坂２―２―60
京都市 大阪市	大阪国税局	〒540―8541	大阪市中央区大手前１―５―63
松江市 岡山市 広島市	広島国税局	〒730―8521	広島市中区上八丁堀６―30
高松市 松山市	高松国税局	〒760―0018	高松市天神前２―10
福岡市	福岡国税局	〒812―8547	福岡市博多区博多駅東２―11―１
熊本市 鹿児島市	熊本国税局	〒860―8603	熊本市西区春日２―10―１
那覇市	沖縄国税事務所	〒900―8554	那覇市旭町９

⑵　受験票の発行　受験の申込みを受理した場合は、受験票を発行する。

受験者は、本人の写真を申込専用アドレスからアップロードした受験票を印刷し、又は印刷した受験票に本人の写真を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

11　受験上の配慮

⑴　視覚障害（読字障害）の程度により、拡大文字による試験、試験時間の延長等を行う。

⑵　身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。